

NHK受信料制度等検討委員会
第14回会合 議事要旨

■ 日時

平成29年12月21日（木） 17:00～19:00

■ 場所

NHK放送センター 5階会議室

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山野目章夫、山本隆司（5名）

【オブザーバー】（敬称略）

平松剛実（1名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 施策1「社会福祉施設への免除拡大」資料説明および意見交換
- 3 施策2「奨学金受給対象などの学生への免除」資料説明および意見交換
- 4 施策3「多数支払いにおける割引」資料説明および意見交換
- 5 施策4「設置月の無料化」資料説明および意見交換

■ 議事概要

1 施策1「社会福祉施設への免除拡大」資料説明および意見交換

事務局より、「社会福祉施設への免除拡大」について説明があった。
その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- これまで社会福祉施設の免除を拡大してこなかった事情は理解できるが、現在の社会福祉施設における免除の取り扱いには不整合を内在してきたとも言える。本施策は、それを解消するものだということになるだろう。
- 現状の社会福祉施設への免除制度は、法に規定された年度により適用が区別されているが、その状態の解消により、同一法律内における取り扱いの差をなくし、免除基準の合理性をより高めることにつながる。
- 本施策については、諮問第3号答申に挙げた「免除基準に生じた不合理性の解消」に該当するため拡大してよいと考えるが、同様に指摘した「免除は他の負担者の負担のうえに成り立つ制度である」という方針は継続

すべきものであり、免除を一般化していくこと、誰でも対象になるという点には留意が必要である。

- 近年の社会福祉施設や法人の推移からみて、免除対象が大幅に増加することは想定しにくいだろう。
- 運用面について、現状でも社会福祉施設は免除対象となっており、また、社会福祉施設の設立には認可が必要であるため、それらの証明書類等を活用した、的確な確認・証明が可能であると考えられる。
- 将来的には、法律の改正等により、抜本的に社会福祉施設の考え方や対象が変更される可能性もある。法律に準拠して免除対象を画定することは、NHK自身が個別の施設等について判断できるものではないため、運用を含めた合理性の観点からも妥当と考えられるが、法改正の内容については常に留意していく必要があるのではないか。
- 諮問第3号答申で示した観点等から検討した結果、「社会福祉施設への免除拡大」の妥当性はあると考えられる。

2 施策2「奨学金受給対象などの学生への免除」資料説明および意見交換

事務局より、「奨学金受給対象などの学生への免除」について説明があった。その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 親元が市町村民税非課税の世帯の学生、経済要件を課している奨学金を受給している学生を対象とすることは、経済的に厳しい状況にある学生を対象とすることになると考えられる。国が実施する奨学金については、法律にも、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じることが規定されている。
- ドイツにおいても、経済要件を課している奨学金を受給する学生を放送負担金の免除対象としている例がある。
- 学生には、学業に関する支出が必要である、一般的に本人の所得が限られる、生計の単位で考えれば同一生計における2以上の負担になる等、特有の経済的事由がある。
- 同一生計別住居の学生への負担軽減については、諮問第3号答申（案）概要に対する意見募集でも、要望が多かったところであり、同一生計における2以上の負担を軽減するという考え方も成り立つ。
- NHKの受信料免除のあり方は、世の中の公平の感覚に影響を与えるものであり、安易に免除を拡大することは、社会の分断を助長しかねないため、世代内・世代間等の公平の観点からも検討する必要があるのではないか。例えば、学生と同一世代と考えられるいわゆる勤労青年との公平性や、学生以外の世代との公平性などがそれに当たり、これも、経済要件を課している奨学金の受給者等に限定することで、世代内の公平性を保つことができると考えられる。
- 学生に対する負担軽減については、交通機関や携帯電話等における措置もあり、社会的にも広く受容されている。

- 免除の対象とする奨学金制度の範囲等、今後の設計が重要である。免除の目的や趣旨に照らし、経済的に困っている学生を救う観点と、事務手続き面の負担等を十分に整理、検討したうえで具体的な基準を設けることが必要と考える。
- 外国人留学生や、科目等履修生のような学生についても、扱いを検討する必要がある。
- 具体的な範囲については今後検討されることになるが、近年の学生数や奨学金の受給数の推移からみて、免除対象が大幅に増加することは想定しにくいと考えられる。
- 運用面について、親元等が市町村民税非課税の学生であれば所得証明書、奨学金受給学生であれば奨学金貸与証明書等の書類を活用した、的確な確認・証明が可能であると考えられる。
- 奨学金の受給には期間があることから、免除事由の消滅が定期的に数多く発生すると想定される。それを見据えて、事前に周知を徹底する等の対策をしっかりと行うべきと考える。また、免除対象者の奨学金が満了となる時期は概ね事前に決まっているものなので、あらかじめ対応を知らせておくことも可能と考えられる。
- 諮問第3号答申で示した観点等から検討した結果、「奨学金受給対象などの学生への免除」の妥当性はあると考えられる。

3 施策3「多数支払いにおける割引」資料説明および意見交換

事務局より、「多数支払いにおける割引」について説明があった。その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 業種や業態等で差を設けるものではなく、受信料の収納コストの還元等を行うものであり、事業者間の公平性を損なうものではないと考えられる。
- 諮問第3号答申では、「さらなる負担の軽減のみを目的として、割引率を拡大することは、社会福祉的見地から実施している半額免除の制度との整合性の観点や、（中略）内部補助であること等からも、慎重に検討することが必要と考えられる」と指摘している。これに対しては、「多数一括割引」については、受信料の収納コストの還元等を行うという面もあり、「事業所割引」とは設定趣旨が異なり、負担軽減のみを目的とするものではないと考える。
- 高速道路では、夜間・多頻度・大口等の複数の割引があり、それらはともに適用が可能である。設定趣旨の異なる割引を共に適用可能とすることは、公共的な料金としても一般的に考える。
- この施策が適用される事業所には、公共的な施設も多く含まれる。そのため、間接的には、一般市民の公共に資するものとも言える。
- 事業所における契約対象数の推移からみて、将来的に免除対象が大幅に増加することは想定しにくいと考えられる。

- 事業所における「事業所割引」に相当するものとして、世帯では「家族割引」がある。事務局の説明によると、現在、家族割引を適用している中には多数一括割引の対象となるものはないとのことだが、制度としては、家族割引と多数一括割引も併用できるようにすべきである。
- 諮問第3号答申で示した観点等から検討した結果、「多数支払いにおける割引」の妥当性はあると考えられる。

4 施策4「設置月の無料化」資料説明および意見交換

事務局より、「設置月の無料化」について説明があった。
その後、意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 諮問第3号の答申で示したように、設置月と廃止月の支払いをあわせて考えた場合、現在の取り扱いは全体としての公平性が担保されていると考えられることに変わりない。
- この施策を実施しても、契約は受信設備を設置したときに必要であり、支払いが受信機設置の翌月からになるものであり、契約の考え方は現行と同様である点は重要である。
- 施策の恩恵を享受できる人々に世代等の格差はなく、誰でも恩恵を受ける可能性がある。
- 受信設備を設置し新たに契約する者の件数の推移等から、今後、対象が大幅に増加することは想定しにくいと考えられる。
- 受信設備の設置と廃止を短期間で繰り返すような場合も考えられる。具体的に規定を定める際には、そのような場合も想定したうえで、公平負担の観点から適切な支払いが必要となる制度とするべきであろう。
- 諮問第3号答申で示した観点等から検討した結果、「設置月の無料化」の妥当性はあると考えられる。